

## 東京都観光事業審議会

東京都観光事業審議会条例(昭和28年東京都条例第2号)第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成30年7月12日

東京都知事 小池百合子

記

### 1 諒問事項

「PRIME 観光都市・東京～東京都観光産業振興実行プラン2019～」の策定に当たり意見を求める。

### 2 諒問の趣旨

都は本年2月、「PRIME 観光都市・東京～東京都観光産業振興実行プラン2018～」を策定し、東京を世界最高の観光都市とするため、海外からの旅行者の来訪を図るプロモーション活動や、国際会議等のMICEの誘致、地域の観光資源の開発、外国人旅行者の受入環境の整備などの施策を展開している。

こうした取組の成果もあり、訪都外国人旅行者数は5年連続で過去最多を更新し、都内の経済活動に大きな影響を及ぼしている。今後は、開催まであと2年に迫った東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会とその先を見据え、施策を展開していくことが重要である。

こうした観点から、東京2020大会の開催後も継続して海外からの旅行者をさらに誘致していくとともに、激化する国際的なMICE誘致競争に的確に対応していく必要がある。また、多摩・島しょを含め、地域の魅力を高めていくため、地域の観光資源の開発を一層推進していく必要がある。さらに、東京2020大会までに高齢者、障害者、外国人旅行者などあらゆる人々が快適に観光を楽しむことのできる環境を確実に整えるため、取組を加速化していく必要がある。

こうした状況を踏まえ、都は現在のプランを改定して、新たに「PRIME 観光都市・東京～東京都観光産業振興実行プラン2019～」を平成30年度中に策定することとする。

このプランについては、観光産業の発展を担う地域社会や観光関連団体、また、観光に関する知見を有する者の意見や要望を十分に反映し、行政と民間の力を結集して都としての施策の展開を戦略性のある効果の高いものとしなければならない。

こうした認識の下、新たなプランの策定に当たり貴審議会の意見を求めるものである。